「地方公共団体相互間の協力」部会報告書(概要) ~ 「地方公共団体相互間の協力」に係る課題と解決策について~

I はじめに

<「地方公共団体相互間の協力」部会について>

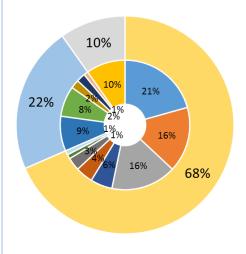
地方公共団体は、「厳しい財政状況」、「人口減少と高齢化の進行」、「多様な行政需要への 対応」等、様々な課題に直面しているが、その課題解決にあたり、人的・財政的に限られた資源 の中で、県・市町村が単独で業務改革の推進を行うには限界があり、それぞれが有する資源を県 全体で有効活用していくことが必要である。

⇒<u>市町村間又は県と市町村の連携について研究・検討を行うことを目的として「地方公共団体相互間の協力」部会を設置</u>

Ⅱ 本県内市町村の現状と課題

- ・ 県内の市町村に対し、「現在単独で実施しているが、今後、共同処理の検討の必要が生じると考えられる事務」の状況について調査を行ったところ、「一般廃棄物の収集・処理、許可事務」、「公平委員会に係る事務」、「電算システムの共同化」等、90種類と多岐にわたる事務について、人的・財政的な要因により、検討が必要になると考えていることが把握された。
- ・ 更に、これらの事務について共同処理が進まない理由を調査したところ、「検討する余裕がない。」、「協議・検討する場がない。」、「共同処理する事務や方法が判断できない。」、「調整・検討事項が多数ある。」という団体内部における職員の業務の負担感や体制に関する課題と、「共同処理をする相手がいない。」、「自治体間で実情が異なる。」、「自治体間で共通の認識が醸成されていない。」、「調整役となる団体がいない。」という他団体との調整過程における課題の、大別すると2つの理由により、共同処理を実現するに至っていない実情が把握できた。【図1参照】
- ・ 従って、共同処理を進めるためには、団体内部における検討過程の業務負担を軽減させるため、検討に必要十分な情報の収集と調査・研究のサポートをする支援(調査・研究機能)と、他団体との調整過程における課題を軽減させるために必要な、関係団体間の調整と導入に係る事務的な支援(調整・支援機能)が必要であり、この2つの支援により、市町村の共同処理の検討を進めることが可能となる。

【図1 共同処理が進まない理由(2種類に大別)】



	内容	団体数
4	検討する余裕がない	19
体	協議・検討する場がない	1
内	共同処理する事務や方法を判断できない	1
課部	調整・検討事項が多数ある	
題に	共同処理するという発想が生まれない	
お	経費や負担が増加する可能性がある	
け	住民の同意を得ることに懸念がある	
る	職員からの発起が難しい	
他団体	自治体間で実情が異なる	
	共同処理する相手がいない	
けと	自治体間で共通の認識が醸成されていない	
課調	調整役となる団体がいない	
題整	秘匿性の高い情報が共有されてしまう可能性がある	
その他	必要性を感じていない	
<u></u> 計		9
		※複数回答あり

Ⅲ 市町村間又は県と市町村の連携への支援

<課題解決への手法>

- ・ 共同処理の検討を進めるための具体的な仕組みを検討するため、全国の各都道府県に対して、「市町村間又は県と市町村における連携を促進するため実施している支援」について調査 した。
- ・ また、先進的な取組を行っている奈良県の協力により意見交換会を開催し、支援の状況や成 果等について情報収集を行った。



く仕組みの提案>

- ・ 調査の結果、回答があった 45 都道府県のうち 24 都道府県(53.3%)において、市町村間又は県と市町村の連携を支援する取組として、協議会や勉強会、研究会等を行っており、多くは、必要な情報提供や課題解決に向けた検討をする場の設置を行っていることが認められた。
- ・ 前述の調査結果及び奈良県との意見交換を踏まえ、各団体に対する情報提供や研究をサポートする「調査・研究機能」と各団体間における検討や調整の場を提供する「調整・支援機能」を果たせる仕組みとして、以下の3つの仕組みを検討した。

① 県及び市町村による協議会の設置【図2】

県と県内35市町村によるトップレベルの任意の協議会を設置し、県と市町村の役割分担 や連携・協力等について検討し、解決策を模索する。

② 県及び市町村による共同研究会の設置 【図3】

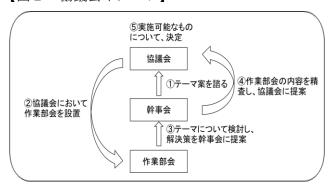
県と市町村の総務課長又は行政改革担当課長により構成する共同研究会を設置し、市町村と県において共通する行財政の課題について職員が共同して調査研究をすることにより、課題に対する県と市町村の共通認識と協調的取組を促し、連携を図る。

③ 近隣市町村による協議会の設置【図2】

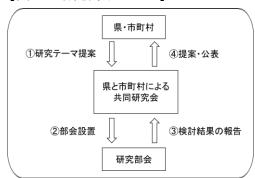
近隣市町村で構成する任意の協議会を設置し、地域の共通する課題等について検討することにより、共同処理の協調的な取組を促進するとともに、より迅速かつ合理的に解決を図る。

※県はオブザーバーとして参加し、情報の収集及び提供や技術的助言を行う。

【図2 協議会イメージ】



【図3 研究会イメージ】



Ⅳ 個別事案の検討

・ 県内の市町村に対して、「今後、共同処理の検討の必要が生じると考えられる事務」の状況 について調査を行ったところ、90 種類と多岐にわたる事務が寄せられたことは前述のとおり であるが、これらの事務の中から、「公平委員会に係る事務」と「電算システムの共同化」の 2つの事務を選定し、各々の事務に係る現状の課題と共同処理を実施しようとする場合の課題について調査するとともに、先進自治体との意見交換を踏まえて、検討結果をとりまとめ た。

<公平委員会に係る事務>

□課題解決への手法

- ・ 「公平委員会に係る事務」については、県内において市町村間における共同処理の実績がない状況であるが、県内の市町村が現在この事務について抱えている課題と、共同処理の導入に対する課題を把握した上で、他県において一部事務組合による共同処理を行っている新潟県市町村総合事務組合の事例を参考としながら、順次、課題について検討を行った。
- ・ また、全国の市町村における共同処理の状況や傾向等を把握することを目的として、全国の 各都道府県に対して調査を行った。

□課題の検討・分析

現状の課題	検討・分析結果				
公平委員のなり手不足	共同処理を実施することにより、構成団体が多ければ多いほど、 必要とされる公平委員の人数の割合は必然的に減少するため、 「なり手不足」の解消につながるものと考えられる。				
ノウハウ不足	共同処理を実施することにより、審査請求等の事務処理の蓄積が 期待され、「ノウハウ不足」の解消が期待できる。				

導入に対する課題	検討・分析結果
事務局が遠くなることへ	主な業務である審査請求や措置要求等に係る事務にあたっては、
の懸念	当事者とのやりとりを電話や書面で行う、審査方法を書面審査と
	する、出張審理を行う等の工夫により概ね解決できると考えられ
	る。
共同処理を導入するまで	一定の事務的な負担は免れないものの、既存の一部事務組合に事
の構成団体との調整	務を追加する方法や、県、市長会、町村会等の協力を求めること
	により事務手続きの負担の軽減が期待できる。
迅速な意思決定が困難	構成団体毎の基準等に組織や勤務条件、懲戒処分の基準等が異な
	るため、単独設置の場合に比べその把握に時間を必要とするが、
	法が求める「迅速な手続き」を妨げるとまではいえず、共同処理
	の実施の支障となるほどではない。
発生する経費への懸念	共同処理をすることにより事務処理が合理化されるため、一般的
	に経費の削減が見込まれるが、経費負担については関係団体の協
	議により決定するものであるため、先進自治体の事例を参考と
	し、自団体の経費削減効果を精査しながら、納得のいくよう、協
	議を重ねることが重要である。

口全国の市町村における共同処理の実施状況

・ 他都道府県の市町村においては、1,671 市町村のうち約6割の団体において市町村間で共同 処理を実施している。特に規模別では、人口1万人未満の町村において、その割合は約8割に 上る。【図4】

【図4 全国の市町村における共同処理の実施状況】

	全市町村数	共同処理実		実施割合				
	土川町竹荻	施市町村数	共同設置 事務の委託 -		一部事務組合	広域連合	天心剖言	
市	762	243	75	113	51	4	31.9%	
人口1万人 以上の町村	408	313	99	187	20	7	76.7%	
人口1万人 未満の町村	501	400	167	196	34	3	79.8%	
合計	1,671	956	341	496	105	14	57.2%	

※回答のあった 45 都道府県(1,671 市町村)の状況

口まとめ

- ・ 「公平委員会に係る事務」を単独で処理をしている場合の課題である「公平委員のなり手不足」や「ノウハウ不足」については、共同処理を実施することにより、その構成団体数が多いほど必要とされる公平委員の人数の割合が減少し、また、処理件数については合算されるため、各々十分に解消することが期待できる。
- ・ 次に、共同処理を実施するにあたり課題として捉えられていた、「事務局が遠くなることによる弊害」や「構成団体との調整」等については、大半が事務処理の工夫により解消され、負担の軽減が可能であるという結論に至った。
- ・ 実際に一部事務組合の設立を検討する際には、共同処理を行う構成団体を必ずしも近隣の 地域に限定する必要はなく、また、公平委員会に係る事務については、現状でも事務量が少な いことを考慮し、共同処理を希望する団体を幅広く募り、構成団体数を増やすことにより、更 に効率的な運営を目指すべきと考える。
- ・ また、他都道府県の状況をみると、共同処理の制度については、事務の委託、共同設置、一 部事務組合等様々であるが、特に小規模団体ほど共同処理を積極的に活用している状況である。
- ・ 県内市町村においても、各種共同処理制度の特徴を踏まえ、各団体の規模や事務の実情等様々な実情を勘案して最適な方法を検討していく必要がある。

<電算システムの共同化>

□課題解決への手法

- ・ 「電算システムの共同化」については、県内では、吾妻郡6町村における任意協議会による 共同化の事例があるが、今後、導入を考えている市町村は多いと聞いており、県内の市町村が 共同処理を導入した場合に想定している効果と、共同処理の導入に対する課題を把握し、県内 唯一の事例である吾妻広域町村圏振興整備組合における任意の協議会による共同化の事例を 参考とし、課題について検討を行った。
- ・ また、全国の市町村における共同処理の状況や傾向等を把握することを目的として、全国の 各都道府県に対して調査を行った。

□効果及び課題の検討・分析

想定される効果	検討・分析結果				
経費の削減	吾妻広域町村圏振興整備組合の事例では、データ移行費を含めた				
	5年間の総削減額は約2億6千万円(総軽減率は△20.59%)で				
	あり、経費の削減効果が認められる。				
業務の効率化	業務プロセスを統一させる過程において、関係団体の協議によ				
	り、最も効率的な業務手順が選択され、見直しが行われるため、				
	業務プロセスの各団体において業務の効率化が期待できる。				
セキュリティの向上	データの管理を、ベンダーのデータセンターで集中管理している				
	ため、セキュリティの向上が確実に期待できる。				
品質の確保	単独で処理している場合に比べ、共同化することで構成団体全て				
	の職員によるチェック機能が働くため、更に品質の向上が期待で				
	きる。				

導入に対する課題	検討・分析結果
独自のカスタマイズへの	吾妻広域町村圏振興整備組合の事例では、平成 29 年度に稼働し
制限	たところであり、現在のところ各構成団体から要望は受けていな
	い。独自のカスタマイズを行う場合には、当該団体で負担するこ
	とになるため、共同化にあたっては、協議段階において、将来的
	な需要をシミュレーションしながら、関係団体間でじっくり検討
	することが必要である。
関係団体との調整	導入の検討段階では、構成団体の意見調整のため定期的に会議を
	開催する必要があるが、システム稼働後は基本的に定期的な意見
	調整が不要となる。
発生する経費への懸念	前述の「経費の削減」を参照のこと。
業務の標準化への懸念	システムを共同化する際には、他団体との調整と現在のシステム
	との調整に相当の労力が必要なことが予測される。既に先進自治
	体の事例も多数あることから、これらの情報収集を行い、労力の
	軽減を図れるよう検討が必要である。

□全国の市町村における共同処理の実施状況

・ 他都道府県の市町村の状況をみると、回答のあった 1,671 市町村のうち、約3割の市町村が共同処理を実施しており、特に1万人未満の町村においては、半数近くの団体において共同化が図られていることがわかった。【図5】

【図5 全国の市町村における共同処理の実施状況】

	全市町村数	共同処理実							実施割合
		施市町村数	協議会	事務の委託	一部事務組合	広域連合	連携協約	任意の協議会等	天心刮口
市	762	146	7	7	40	9	4	79	19.2%
人口1万人 以上の町村	408	119	3	6	42	5	8	55	29.2%
人口1万人 未満の町村	501	225	23	25	69	14	7	87	44.9%
合計	1,671	490	33	38	151	28	19	221	29.3%

※回答のあった 45 都道府県 (1,671 市町村) の状況

口まとめ

- ・ 電算システムの共同化については、導入に至るまでの調整等の人的な負担はあるものの、十分な経費の削減効果が認められ、また、共同処理の方法については、一部事務組合や任意協議会等の様々な選択肢があるが、いずれを選択しても電算システムの共同化については、その効果に及ぼす影響は少ないと考えられるため、より簡便な手続きで設置が可能な「任意の協議会」による共同化が最も効率的であり、適当と考える。また、共同処理を行う際の地理的な問題については、システム稼働後であれば、遠方の団体であってもほとんど支障は生じないため、構成団体を増やすことにより、スケールメリットを増大させることが可能である。
- ・ また、他都道府県の状況をみると、共同処理の制度については、任意の協議会による共同化 が約半数を占めており、小規模団体を中心とし、簡便な方法により共同化が図られていること が認められる。
- ・ 県内市町村においても、共同化の動きが認められるが、現在検討していない団体においても 共同処理の導入の可否及び是非の検討を早急に開始する必要がある。

Ⅴ おわりに

- ・ 本部会では、これまで、市町村間又は県と市町村の連携を促進するために、「県及び市町村における協議会」、「県及び市町村による共同研究会」、「近隣市町村による協議会」の3つの仕組みの提案と、「公平委員会に係る事務の共同処理」及び「電算システムの共同化」の2つの個別案件について課題の検討を行ってきた。
- ・ 県内市町村においては、今後、各自治体が単独で処理することが困難になるであろうと見込まれる事務や、他の自治体と共同処理することで効率化が期待できる事務など、将来的に共同処理の検討の必要が生じると考えている事務が90種類にも及ぶことが把握されたところであり、これを真摯に受け止め、順次解決が図れるよう、県と市町村が協力して検討できる仕組みを早期に確立する必要があると考える。
- ・ 個別案件として検討を行った「公平委員会に係る事務」及び「電算システム」については、 共同処理の実施により、効率的な行財政運営を行う上で高い効果が認められるため、本報告書 における検討内容を参考に、各市町村において共同処理の実現に向けて検討されることを期 待したい。また、共同処理の検討にあたり課題とされていた、「団体間における検討や調整の 場」を提供するため、「公平委員会に係る事務」及び「電算システム」の共同処理の実現を支 援する場として、行政改革研究会に各々部会を設置することを希望する。
- ・ 最後になるが、今後、ますます多様化する行政需要や地方分権の進展に対応するため、更に 効率的かつ効果的な行政体制を整備し、行財政基盤を強化することが必要となる。その手段と して、広域連携を含めた様々な行政改革の手法を情報収集し、各自治体の実情に応じて活用し ていくことが重要である。